

# 令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省31-3-2)

施策名	3-2 サイバーセキュリティ	担当部局名	商務情報政策局	政策評価実施予定期	令和2年8月
施策の概要	未来投資戦略2018において、Society5.0の実現に向けた戦略的取組の具体的な施策として位置付けられている「サイバーセキュリティの確保」の推進に向け、サイバーセキュリティ対策強化の政策を実施する。		政策体系上の位置付け	3 産業セキュリティ	
達成すべき目標	サイバーセキュリティ対策が継続的に行われる社会システムの構築、セキュリティ産業化等を通じて、サプライチェーン全体のサイバーセキュリティ対策の強化やサイバーセキュリティビジネスの強化等を図る。		目標設定の考え方・根拠	未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)において、リアル経済圏からサイバー経済圏へと、社会経済の在り方が大きく変わり、安全・安心の概念も変化。これらを支えるデジタル・インフラとして、サイバーセキュリティの確保が具体的な施策として記載されている。	
施策の予算額(執行額) (百万円)	29年度 2,159 (1,949)	30年度 2,277 (2,036)	令和元年 2,444	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成長戦略(2019年)(令和元年6月21日閣議決定)</li> <li>・統合イノベーション戦略2019(令和元年6月21日)</li> <li>・世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(令和元年6月14日閣議決定)</li> <li>・サイバーセキュリティ戦略(平成30年7月27日閣議決定)</li> <li>・AI戦略2019(令和元年6月11日決定)</li> <li>・未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)</li> <li>・日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</li> </ul>

## 【測定指標】

測定指標	基準値	目標	施策の進捗状況(目標)									測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
1 情報処理安全確保支援士の登録者数	6,994	平成29年度	30,000	令和2年度	-	-	-	15,000	22,500	30,000		測定指標の選定理由: サイバーセキュリティ対策が継続的に行われる社会システムの構築等を通じてサイバーセキュリティの確保を図るために、セキュリティ人材の育成・確保が重要であるため。 目標値の設定根拠: 未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)において、1年に2回実施される試験等を通じ、情報処理安全確保支援士の登録者数を2020年までに3万人とすることを目標として設定。
2 セキュリティポリシーを策定・公表した企業の割合	54%	平成28年度	60%	令和2年度	-	-	-	60%	60%	60%		測定指標の選定理由: サイバーセキュリティ対策が継続的に行われる社会システムの構築等を通じてサイバーセキュリティの確保を図るために、経営者のリーダーシップによる対策の推進が重要であるため。 目標値の設定根拠: サイバーセキュリティ戦略(平成30年7月27日閣議決定)において「経営層の意識改革」等が記載されており、平成30年度の独立行政法人情報処理推進機構の調査の結果を踏まえ設定。
3 SECURITY ACTION制度において、2つ星を取得した事業者の数	9,479	平成30年度	9,500	令和元年度	-	-	-	-	9,500			測定指標の選定理由: サプライチェーン全体としてのサイバーセキュリティを確保するため、中小企業における対策の促進が重要であるため。 目標値の設定根拠: サイバーセキュリティ戦略(平成30年7月27日閣議決定)において「中小企業の取組の促進」等が記載されており、独立行政法人情報処理推進機構におけるSECURITY ACTION制度の運用の結果を踏まえ設定。
4 解決に貢献したインシデント件数	3,000	平成24年度	10,000	令和元年度	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000			測定指標の選定理由: サイバーセキュリティ対策が継続的に行われる社会システムの構築等を通じてサイバーセキュリティの確保を図るために、我が国経済に対するサイバー攻撃への対処体制の強化が重要であるため。 目標値の設定根拠: サイバーセキュリティ戦略(平成30年7月27日閣議決定)において「国民が安全で安心して暮らせる社会の実現」等が記載されており、毎年度の解決に貢献したインシデント件数を踏まえ設定。

## 【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	平成30年 行政事業 レビュー 事業番号
	29年度	30年度	令和元年度					
1 サイバーセキュリティ経済基盤構築事業	2,159 (1,925)	2,277 (2,031)	2,096	平成26年度	4	本事業でインシデントの解決に貢献し、深刻化が進むサイバー攻撃が我が国の国民生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことのないよう対処体制の強化を行い、サイバーセキュリティを高めることは、世界最先端のIT利活用社会の実現につながるものである。	-	0074
2 産業系サイバーセキュリティ推進事業	1,169 (1,169)	1,911 (1,911)	1,929	平成29年度	2	本事業は、企業においてサイバーセキュリティ対策を講じる中核人材を育成するものであり、企業におけるセキュリティポリシーの策定・公表につながるものである。	-	0075
3 サイバー・フィジカル・セキュリティ対策促進事業	-	-	348	令和元年度	2	本事業は、産業分野別のサイバー・フィジカル・セキュリティ対策の実施基盤の構築やセキュリティ対策の実施に必要となる我が国発のセキュリティ製品・サービスが創出されるセキュリティビジネスのエコシステムの構築を進め、我が国発のセキュリティビジネスを強化するとともに、グローバルサプライチェーンでの我が国産業の競争力強化を目指すものであり、企業におけるセキュリティポリシーの策定・公表につながるものである。	-	新31-0011
4 情報処理の促進に関する法律	-	-	-	昭和45年度	1,2,3,4	本法律は、電子計算機の高度利用及びプログラムの開発を促進し、プログラムの流通を円滑にし、並びに情報処理サービス業等の育成のための措置を講ずること等によって、情報化社会の要請にこたえ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	-	-
5 電子署名及び認証業務に関する法律	-	-	-	平成12年度	4	本法律は、電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めることにより、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	-	-
6 不正アクセス行為の禁止等に関する法律	-	-	-	平成11年度	4	本法律は、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めることにより、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的とする。	-	-
7 ソフトウェア製品等の脆弱性関連情報に関する取扱規程	-	-	-	平成28年度	4	本規程は、サイバーセキュリティの確保のため、ソフトウェア製品等の脆弱性関連情報を取り扱う者に推奨する行為を定めることにより、コンピュータウイルス、コンピュータ不正アクセス等によって不特定又は多数の者に対して引き起こされる被害を予防し、これらへの対策を講じ、もって情報の適切な流通を図り、経済社会の活力の向上及び持続的発展並びに国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に資することを目的とする。 (本取扱規程の制定前は、平成11年度から「ソフトウェア等脆弱性関連情報取扱基準」に基づき取組を実施。)	-	-
8 情報セキュリティ管理基準	-	-	-	平成15年度	2	本基準は、組織体が効果的な情報セキュリティマネジメント体制を構築し、適切なコントロールを整備、運用するための実践規範である。	-	-
9 情報セキュリティ監査基準	-	-	-	平成15年度	2	本基準は、情報セキュリティ監査業務の品質を確保し、有効かつ効率的に監査を実施することを目的とした監査人の行為規範である。	-	-
10 サイバーセキュリティ経営ガイドライン	-	-	-	平成27年度	2	経営者のリーダーシップによるセキュリティ対策を推進するため、経営者が認識すべき3原則と、経営者がセキュリティの担当幹部(CISO等)に指示をすべき重要10項目をまとめたものである。	-	-
11 中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン	-	-	-	平成29年度	3	中小企業の経営者やIT担当者が、セキュリティ対策の重要性を認識し、対策を実践するための具体的な手順等をまとめたものである。	-	-
12 情報セキュリティサービス審査登録制度	-	-	-	平成30年度	2,3	一定のサービス品質を維持するためにセキュリティサービス提供事業者が実施すべき要件を定めた「情報セキュリティサービス基準」等を策定し、当該基準に適合するサービスのリストを公開する制度である。	-	-